



青 第 365 号

平成 30 年 10 月 5 日

埼玉県青少年健全育成審議会

会 長 東 宏 行 様

埼玉県知事 上 田 清 司



埼玉県青少年健全育成条例において同条例施行規則に委任する事項の改正について（諮問）

埼玉県青少年健全育成条例の一部改正に伴い、同条例施行規則に委任している下記の事項を改正するため、別紙のとおり貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 有害役務営業の定義（条例第3条）
- 2 有害役務営業に係る従業者名簿（条例第17条の7）
- 3 立入調査時の証明書（条例第26条第2項）

## 埼玉県青少年健全育成条例施行規則改正案の概要

青少年課

青少年健全育成条例の一部改正に伴い、条例の条文中、「規則で定める」としている事項について改正しようとするものです。

## 1 有害役務営業の定義（条例第3条）

| 青少年健全育成条例   | 条例施行規則案  |
|---|--|
| <p>12号二(1)<br/>客に接する業務に従事する者が<u>性的好奇心をそそるおそれがある衣服として規則で定めるものを着用するもの</u></p>                                     | <p>第1条第1項<br/>条例第3条第12号二(1)に規定する規則で定める衣服は、水着又は下着とする。</p>   |
| <p>12号二(2)<br/>青少年が客に接する業務に従事していることを連想させる衣服として規則で定めるものを客に接する業務に従事する者が着用するもの</p>                                 | <p>第1条第2項<br/>条例第3条第12号二(2)に規定する規則で定める衣服は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校において着用を指定する生徒制服又は体操着とする。</p>   |
| <p>12号二(3)<br/>青少年が客に接する業務に従事していることを明示し、又は連想させる文字、数字その他の記号、映像、写真又は絵として規則で定めるものを当該営業を行う場所の名称又は広告若しくは宣伝に用いるもの</p> | <p>第1条第3項<br/>条例第3条第12号二(3)に規定する文字、数字、その他の記号は、別表のとおりとする。<br/>別表(第1条関係)</p> <p>J K、15歳、16歳、17歳、18歳、高1、高2、高3、高校1年生、高校2年生、高校3年生、こども、インターハイ、ジャージ、スクール、スクール水着、スク水、セーラー服、ティーン、テスト、ブルマ、プレザー、ランドセル、乙女、女の子、開校、課外、学院、学園、学生、学生服、学年、学校、家庭科、教育実習生、教師、教室、現役、高校、高校生、校則、公立、黒板、在校生、児童、授業、授業料、出席表、出席簿、少女、女子校生、女子高生、私立、新学期、新入生、生徒、制服、先生、全日制、卒業、体育祭、体操着、体操服、担任、中学生、通学路、転校生、同級生、登校、当校、特待生、日直、入学、部員、部活、部活動、放課後、娘、優等生</p> |

|  |  |
|--|--|
|  | <p>備考 平仮名、片仮名、漢字又はローマ字の表示又は当て字によつて同一に呼称するものを含む。</p> <p>第 1 条第 4 項<br/> 条例第 3 条第 1 2 号二 ( 3 ) に規定する映像、写真又は絵は、第 2 項に規定する生徒制服若しくは体操着又はこれらを着用する人の姿態を表すものとする。</p> |
|--|--|

## 2 有害役務営業に係る従業者名簿 ( 条例第 1 7 条の 7 )

| 青少年健全育成条例  | 条例施行規則案  |
|--|--|
| <p>第 1 7 条の 7<br/> 有害役務営業者は、次の各号に掲げる有害役務営業の区分に従い、当該各号に定める場所ごとに、<u>規則で定めるところにより、従業者名簿を備え、これに当該有害役務営業に係る業務に従事する者の氏名、生年月日及び住所その他の規則で定める事項を記載しておかなければならない。</u></p> | <p>第 6 条第 1 項<br/> 有害役務営業者は、当該有害役務営業に係る業務に従事する者が退職した日から起算して 3 年を経過する日まで、その者に係る条例第 1 7 条の 7 の従業者名簿を備えておかなければならない。</p> <p>第 6 条第 2 項<br/> 条例第 1 7 条の 7 に規定する規則で定める事項は、有害役務営業に従事する者に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>( 1 ) 氏名<br/> ( 2 ) 生年月日<br/> ( 3 ) 住所<br/> ( 4 ) 性別<br/> ( 5 ) 採用年月日<br/> ( 6 ) 従事する業務の内容<br/> ( 7 ) 退職 ( 死亡を含む。 ) の年月日及びその事由</p> |

### 3 立入調査時の証明書（条例第26条）

| 青少年健全育成条例   | 条例施行規則案   |
|---|---|
| <p>第26条第2項<br/>前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> | <p>第9条第2項<br/>条例第26条第2項に規定する身分を示す証明書の様式は、様式第6号のとおりとする。<br/>様式第6号（第11条関係）<br/>【裏面】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">埼玉県青少年健全育成条例</p> <p>抜粋</p> <p>（条例の解釈適用）</p> <p>第8条 この条例は、青少年の健全な育成を図るためにのみ適用するものであつて、これを拡張して解釈し、県民の自由と権利を不当に制限するようなことがあつてはならない。</p> <p>（立入調査）</p> <p>第26条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その指定する職員に、次に掲げる場所に立ち入り、業務の状況を調査させ、又は関係人に質問させ、若しくは資料を提出させることができる。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>（5）<u>店舗型有害役務営業の営業所</u></p> <p>（6）<u>無店舗型有害役務営業の事務所、受付所又は待機所（客の依頼を受けて派遣される第3条第12号イからハまでに規定する役務を行う者を待機させるための施設をいう。）</u></p> <p>（7）～（10）（略）</p> <p>2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入調査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p> <p>（罰則）</p> <p><u>第29条の2 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。</u></p> <p>（2）<u>第26条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出した者</u></p> </div> |

